

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業理念を以下の通り定めています。

【企業理念】時代を先取りする積極的経営を旨とし、信用維持を第一に新しい価値の創造を通じて社会に貢献し、人々の文化生活の向上に資する商品、サービスの提供を図る。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、この企業理念のもと、経営の効率化、健全性の向上を目指し、その透明性を確保していくことが最も重要であると認識しております。また、内部統制システムの実効的な運用によるコンプライアンス経営の強化と事業活動を通じた地球環境保護への積極的な取り組みにより、あらゆるステークホルダーの信頼に応え、企業価値の継続的な拡大を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、現在海外投資家比率が相対的に低いため、招集通知の英訳を採用しておりません。株主構成に変化等があった場合は、招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)(最高経営責任者等の後継者の計画の監督)】

当社は、取締役会において経営陣の業務執行を監督・モニタリングしており、人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中から後任者を選定することとしています。今後は、指名・報酬委員会に諮問のうえ、最高経営責任者等の後継者計画について検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は現在6名、うち3名が独立社外取締役で、知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成となっております。また、社外監査役のうち1名は公認会計士・税理士として企業税務等に精通しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。女性役員の登用につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得し保有することができるものとします。政策保有株式については、毎年、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査のうえ保有継続の適否を取締役会において検証のうえ、縮減を進めてまいります。

政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針、事業戦略、業績、コーポレートガバナンス状況等を把握したうえで、各議案が当該企業の中長期的な企業価値向上に繋がるか、株主価値が大きく毀損されないか等との観点からその行使についての判断を行うこととします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引について取締役会の決議事項としており、また、主要株主等との取引については、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与しておりませんが、制度の運営担当部門においては、委託先運営管理機関である証券会社や信託銀行から定期的に運用状況の情報を入手し知識を習得のうえ、運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育実施等を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 企業理念、経営計画

当社は、企業理念及び経営方針を「ソーダニッカ行動規範」として制定しております。また、2019年4月より新中期経営計画「Go forward STAGE 2」をスタートさせております。

当社ホームページをご覧ください。

<https://www.sodanikka.co.jp/about/principle.html>

https://www.sodanikka.co.jp/ir/management/management_02.html

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社ホームページをご覧ください。

<https://www.sodanikka.co.jp/about/governance.html>

(3) 取締役の報酬

当社は、第三者機関であるコンサルティング会社を起用し役員報酬制度の見直しを行い、2019年5月開催の取締役会において、取締役(社外取締役を除く。)を対象として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。本制度の導入は、取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

取締役の報酬については株主総会で承認頂いた年額報酬枠の範囲内で、取締役会で審議し、その決議をもって決定しております。取締役の報酬額は基本報酬部分、業績連動部分及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。基本報酬部分は同規模の他企業と比較して当社の

業績に見合った金額を設定し、月額報酬として支給しております。業績連動部分については当期の利益金額及び配当金総額に応じて一定の範囲内で算定し、賞与として支給しております。譲渡制限付株式報酬は、規程に基づくインセンティブ報酬として支給するものです。社外取締役に関しては、業務執行を行うものでないことを踏まえ、業績連動報酬は支給せず、固定額の基本報酬のみとしております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続き

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、幅広い多様な人材の中からそれぞれの人格や見識等を考慮し、その役割と職責を全うできる適任者を候補者として選定する方針のもと、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で協議して決定いたします。なお、監査役候補者については、事前に監査役会で同意を得た上で、取締役会で決定しております。また、経営陣幹部は、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合等には、取締役会の決議に基づく解任手続きを実施いたします。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任についての説明

取締役・監査役候補者の経歴及び選任理由については株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)(経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、取締役会付議基準については「取締役会規程」で定めております。その他の業務執行及び決定については経営会議及び当該業務の執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直、活発で建設的に助言し監督できる高い見識と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)】

当社は、取締役を定款で10名以内と定め、取締役会における活発な議論を行うために適切な員数にしております。当社の取締役は現在6名、うち3名が独立社外取締役で、知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性及び適正規模を両立した構成となっております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況)】

当社は、社外取締役・社外監査役の他の上場会社の役員兼務状況については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書にて毎年開示しております。

また、社外取締役・社外監査役の取締役会並びに監査役会の出席状況等についても定時株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会全体の実効性についての分析・評価)】

当社では、取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する自己評価・分析を実施しております。

自己評価・分析方法につきましては、取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象に忌憚のない意見を引き出すため、第三者機関を起用して無記名アンケートを実施し、集計結果に基づく分析結果を認識し共有化したうえで、2020年5月開催の定時取締役会において、分析・議論・評価を行ない、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。

今回の評価結果においては、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識しております。

今後、取締役会では本実効性評価を踏まえ、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が就任した際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解させるべく、当社の企業理念や経営方針並びに経営環境及び経営課題等について詳細に説明を行います。

また、取締役・監査役がその役割、責任を果たすために必要な知識等の習得にあたり、その機会を設定するとともに、それらにかかる費用については会社が支援することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、IRを所管する役員のもと、コンプライアンス管理部及び関連部署により実施する体制としており、株主との面談においては、合理的な範囲で取締役及び執行役員が出席いたします。

当社は、株主との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。対話を通じて、株主等、ステークホルダーの皆様が当社の経営にかかる理解を深めていただくとともに、株主から頂いた意見は必要に応じて取締役会の場で報告及び審議し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

現在、定時株主総会や株主総会終了後の株主懇談会等において、株主の皆様との対話の機会を設けておりますが、今後は実施する機会を増やすべく努めてまいります。

また、当社は、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、業績及びそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社りそな銀行	1,215,575	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,170,500	4.68
AGC株式会社	1,124,050	4.49
セントラル硝子株式会社	1,124,050	4.49
株式会社三井住友銀行	1,100,770	4.40
株式会社みずほ銀行	991,900	3.97
株式会社ADEKA	972,000	3.89

株式会社日本カストディ銀行(信託口)	847,800	3.39
ソーダニッカ従業員持株会	635,646	2.54
株式会社三菱UFJ銀行	590,150	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
池田 純	他の会社の出身者													
渡 祐二	他の会社の出身者													
古川 裕二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 純		元三菱商事(株)執行役員、三菱商事フードテック(株)代表取締役社長、興人ライフサイエンス(株)代表取締役社長、三菱商事ライフサイエンス(株)代表取締役社長、西松建設(株)社外取締役(現任)、独立役員	長年にわたり商社等の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。なお、証券取引所が規定する独立役員の要件について、一般株主と利益相反するおそれのある事項に該当するものではありません。
渡 祐二		元ライオン(株)代表取締役専務取締役執行役員、独立役員	長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。なお、証券取引所が規定する独立役員の要件について、一般株主と利益相反するおそれのある事項に該当するものではありません。

古川 裕二	元(株)りそな銀行取締役兼執行役員、(株)埼玉りそな銀行執行役員、(株)りそなホールディングス取締役兼代表執行役員、りそな決済サービス(株)代表取締役社長、(公財)りそな中小企業振興財団理事長(現任)、(株)佐藤渡辺社外取締役(現任)、独立役員	長年にわたり銀行の経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。なお、証券取引所が規定する独立役員の要件について、一般株主と利益相反するおそれのある事項に該当するものではありません。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、2020年12月14日の取締役会において、指名・報酬委員会の設置、同委員会規程の制定及び委員の選定を決議しました。同委員会は、3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。委員長は独立社外取締役から選定します。

同委員会は、取締役の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役及び執行役員等の候補者の指名に関する事項
- (2) 代表取締役の指名、後継者の計画に関する事項
- (3) 取締役等の指名に関する基本方針や基準に関する事項
- (4) 取締役及び執行役員等の報酬に関する事項
- (5) 取締役等の報酬に関する基本方針・基準に関する事項
- (6) その他、取締役会が諮問した事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より定期的に監査計画や監査結果についての報告を受けているほか、必要に応じて会計監査人による監査において同席するなどの連携をとっております。

内部監査においては社長直轄の監査室(4名にて構成)を配置し、監査室は内部統制規程・内部監査規程に基づき会社の業務活動を厳正中立の立場から検証し、その遵法性並びに経営諸資料の正確性及び信頼性を確認するため、社内の各部門の業務運営状況を監査しております。

監査役監査においては監査役を3名(うち2名は社外監査役で非常勤)配置しております。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議その他随時開催している社内重要会議にも出席しており、取締役の職務執行を監査できる体制となっております。また、監査室が実施する内部監査時に本社のみならず支店の監査においても同席し、監査室と共同で監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋 洋泰	公認会計士													
菊池 眞	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 洋泰		公認会計士、税理士各業務登録、独立役員	公認会計士及び税理士として長年の豊富な財務等の知識と経験があり、当社経営陣から独立した監査機能を有していると判断し、選任しております。なお、証券取引所が規定する独立役員の要件について、一般株主と利益相反するおそれのある事項に該当するものではありません。
菊池 眞		元セントラル硝子(株)取締役常務執行役員、独立役員	長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識があり、当社経営陣から独立した監査機能を有していると判断し、選任しております。なお、証券取引所が規定する独立役員の要件について、一般株主と利益相反するおそれのある事項に該当するものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)に対して当期の業績を基準とする業績連動型の賞与として、株主総会にて授権された報酬等の枠内で取締役に諮り支給しております。

また、第三者機関であるコンサルティング会社を起用し役員報酬制度の見直しを行ない、2019年5月開催の取締役会において、取締役(社外取締役を除く。)を対象として、新たに株価連動型の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。本制度の導入は、取締役に對して、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、取締役と株主様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬186百万円、監査役を支払った報酬26百万円、合計212百万円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

取締役会の決議により、社内取締役の報酬額は基本報酬部分、業績連動部分及び譲渡制限付株式報酬から構成され、社外取締役及び監査役の報酬額は、基本報酬部分のみで構成されております。

基本報酬部分については、使用人の給与水準あるいは同規模の他企業と比較して、当社の業績に見合った金額を設定し、月額報酬として支給しております。また、業績連動部分については、当期純利益及び株主様への配当金総額に応じて、一定の範囲内で算定し、賞与として支給することとしております。新たに導入した譲渡制限付株式報酬は、規程に基づくインセンティブ報酬として支給するものであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、重要な経営情報は必ず呈示しております。

また、取締役会においては、原則として経営会議等で事前に説明した資料をもとに十分説明しております。

常勤監査役は経営会議等の社内重要会議に出席しており、その審議内容は定期的に開催する監査役会において常勤監査役より社外監査役に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率化、健全性の向上を目指し、透明性を確保していくことが最も重要であると認識しており、このため以下の体制としております。

(1)取締役及び取締役会

取締役数は定款で10名以内と定め、取締役会における活発な議論を行うために適切な人数にしております。現在、取締役は6名であり、そのうち社外取締役は3名であります。また、取締役の任期は1年としております。

取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行を監督する機関と位置付け運用を図っております。

(2)経営会議

取締役会を補完する機能として、原則として、定時取締役会開催日以外の毎週月曜日に経営会議(構成員:役付取締役1名、取締役兼常務執行役員2名、常勤監査役1名、常務執行役員1名、執行役員4名)を開催し、重要事項を審議しております。

(3)執行役員制度

執行役員制度を採用し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能とすることにより、取締役会における意思決定の迅速化、監督機能の強化、責任の明確化等を図ることとしております。これに伴い執行役員は、原則として、定時取締役会開催日以外の毎週月曜日に開催される経営会議に出席することとなっております。

(4)監査役及び監査役会

監査役数は定款で4名以内と定めております。現在、監査役は3名のうち2名は社外監査役で非常勤であります。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議その他随時開催している社内重要会議にも出席しており、取締役の職務執行を監査できる体制となっております。なお、社外監査役2名を独立役員として指定しております。監査役会は、取締役会の開催日にあわせて、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(5)指名・報酬委員会

任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しています。その概要については、前記 1.【取締役関係】「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」欄に記載の通りです。

(6)監査室

内部監査においては社長直轄の監査室(4名にて構成)を配置し、監査室は内部統制規程・内部監査規定に基づき会社の業務活動を厳正中立の立場から検証し、その遵法性並びに経営諸資料の正確性及び信頼性を確認するため、社内の各部門の業務運営状況を監査しております。

(7)会計監査人

会計監査人として有限責任 必ずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

なお、有限責任 必ずさ監査法人による2019年度会計監査における業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成及び会計監査人に対する監査報酬は、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 宮原 さつき (有限責任 必ずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 栗原 幸夫 (有限責任 必ずさ監査法人)

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 7名

会計監査人に対する監査報酬
33百万円(消費税等控除後)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、執行役員制度及び監査役制度を採用しており、取締役会による的確な意思決定及び監督と執行役員による迅速な業務執行を行う一方、監査役会及び会計監査人による適正な監査及び監視を行い、経営体制の充実を図り、その実効性を高める体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期日より可能な限り早期に発送するように努めております。(2020年は、6月8日発送)
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は可能な限り集中日を回避することに努めております。(2020年は、6月23日開催)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、コンプライアンス経営方針、その他プレスリリース及び環境への取組等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部、コンプライアンス管理部及び経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ソーダニッカ行動規範及び行動ガイドラインを策定し、あらゆるステークホルダーの期待と要求に応えられるよう倫理観の強化を計っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)の一環として、コンプライアンスや環境貢献活動を経営の最重要課題と位置づけるとともに、内部統制システムの整備による健全な成長の基盤を強化してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営トップによるコンプライアンス経営方針において、ステークホルダーに対しては、公正かつ透明な企業経営により、必要な企業情報を適時・適切に開示する旨宣言して取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(A) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社は、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範に即した行動を行うため、「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) 「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施する。また、コンプライアンス委員会は取り組み状況を把握し、取締役会に報告する体制とする。
- (3) コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、「内部通報窓口」を社内を設置し、情報の収集と改善に努め、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (4) 業務執行の状況を把握しその改善を図るため、「内部監査規程」を定め、これに基づき業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）が内部監査を実施する体制とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保存するものとし、管理水準の向上を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「リスク管理総括規程」を定め、これに基づき事業継続のための体制を整備、構築する。
- (2) 「リスク管理総括規程」に基づき、社長をリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理体制整備、教育、浸透を図る。また、リスク管理委員会は、当社の取り組み状況を把握し、取締役会に報告する。
- (3) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理委員会が「緊急対策本部」を設置し、迅速な対応を行うことにより、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、監督を行う。
- (3) 業務執行における重要事項については、経営会議を原則として毎週1回開催し、審議を行い、業務執行の円滑な運営を行う体制とする。
- (4) 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、責任と権限を明確にするとともに効率的に執行できる体制とする。
- (5) 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
- (3) 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業績、財務状況等を定期的に当社に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を得る体制とする。
- (4) コンプライアンス、リスク管理の基本となる「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理総括規程」については、子会社も適用範囲に含め規程を配付し、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制とする。
- (5) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、「内部通報窓口」（ホットライン）を当社と子会社の共用のものとして設置し、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、または監査役求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、内部監査部門等の使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとする。
- (2) 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
- (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に報告を行う。
- (4) 「内部通報窓口」（ホットライン）の担当部署は、内部通報の受付・対応状況について、定期的に当社監査役に報告を行う。
- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

9. その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとする。

- (2) 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。
- (3) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(B)「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに係るガイドライン及び諸規程を整備し、当社及び子会社に周知しております。前事業年度におきましては、コンプライアンス部門責任者によるコンプライアンス全体会議は1回開催し、コンプライアンス教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施のうえ、その実施状況を取締役に報告いたしました。

2. 情報保存管理体制

当社は、情報の保存及び管理を適切に行うため、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書は、文書管理規程その他関連する規程に基づき、適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しており、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

3. リスク管理体制

当社は、前事業年度においてリスク管理委員会を7回開催し、リスク管理を着実に実行するため、リスク管理項目の見直し及び評価、対策の策定及び状況の確認等を実施のうえ、その実施状況を取締役に報告いたしました。

4. 取締役の職務の執行について

前事業年度において取締役会を14回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営上の重要な事項の審議・決議や重要な業務上の報告等を行いました。

5. 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、定期的の子会社の経営状況・財務状況について報告を受け、重要度に応じて事前に当社の取締役会の承認を受ける体制にしております。

6. 監査役の職務の執行について

前事業年度において監査役会を10回開催し、取締役の業務執行を監査いたしました。各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、経営会議付議事項や経営上の重要情報について、取締役・使用人からの報告や実地調査等により監査を行いました。また、各監査役は、内部監査部門(監査室)・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図りました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、「ソーダニッカ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に圧力を加える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒絶することを基本方針として定めるとともに、「行動ガイドライン」「関係法令の手引き」において、反社会的勢力排除に関する具体的な行動基準を定め、役職員がこの行動基準を遵守するよう、周知徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る社内体制

当社は、各部門で発生した重要な事実について、原則毎週1回開催する経営会議(構成員:取締役、執行役員)において、報告・討議、審議を行っております。

経営会議で審議した事項のうち、重要事項については、取締役会に付議・決議しております。

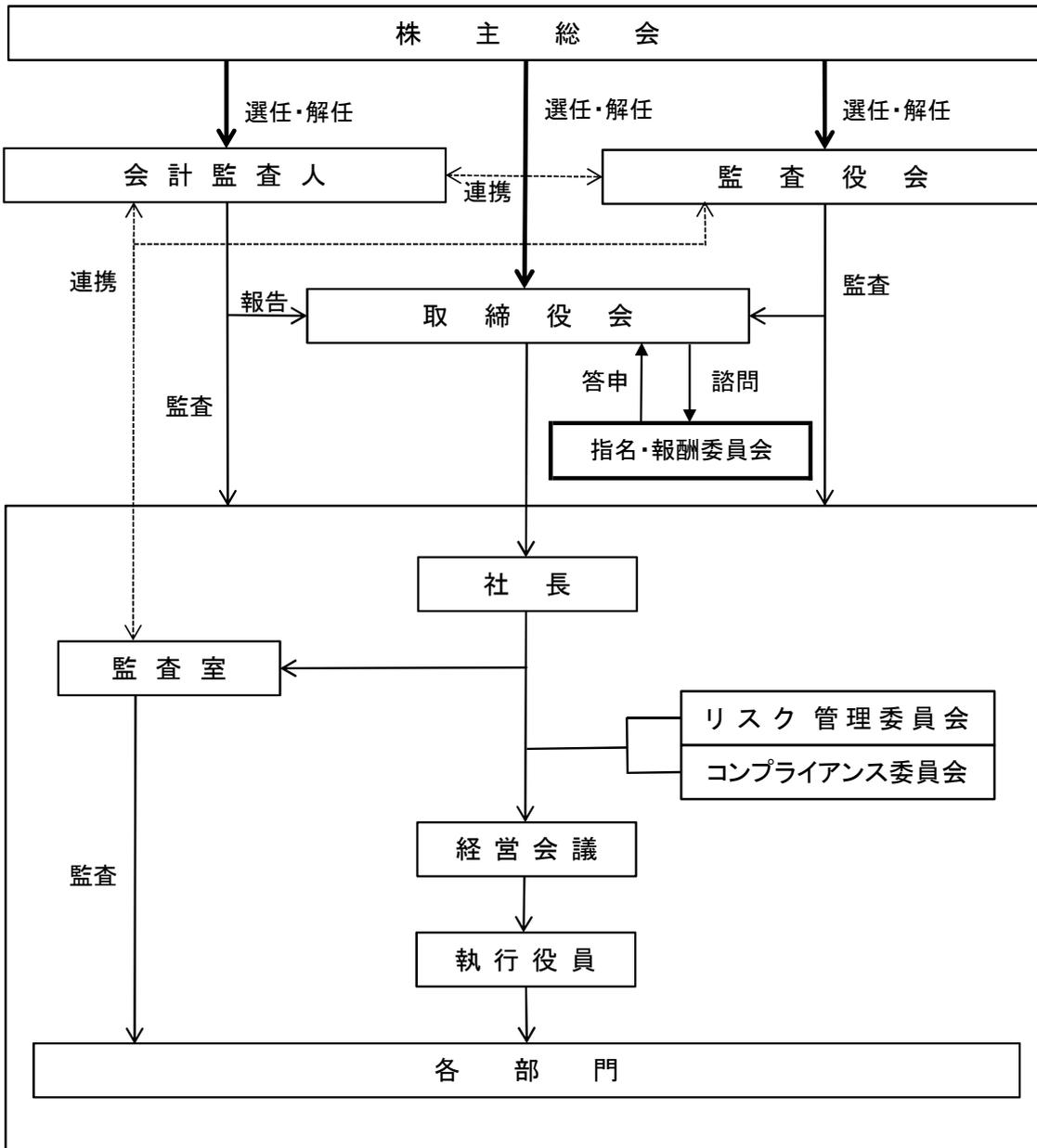
取締役会で決議した事項のうち、適時開示が必要なものについては、情報取扱責任者(経理本部長又は他の適任者)を通じて、速やかに開示を行う体制を整えております。

また、取締役の職務遂行を監査するために、監査役は、取締役会、経営会議、その他社内重要会議にその都度出席する体制をとっております。

2. 適時開示情報の開示方法

会社情報の開示については、情報取扱責任者の指示により、コンプライアンス管理部、人事部及び経理部が当該情報を適時適切に、TDnet登録、兜倶楽部での資料投函、当社ホームページへの掲載等の開示に係る業務を行っております。

【 当社のコーポレート・ガバナンス体制 】



【 当社の会社情報の適時開示体制 】

